

## 【交付申請者の来庁が困難であると認められる事例等】

対象者 (代理人)	来庁が困難であることを証明する書類	交付通知書面裏面の 委任状記載 (記入後に封筒に封緘)
中学生・小学生・未就学児 (法定代理人)	本人確認書面で生年月日を確認するため不要	不要
高校生・高専生 (任意代理人)	学生証、在学証明証	必要
75歳以上 (任意代理人)	本人確認書面で生年月日を確認するため不要 (委任状に外出困難な旨の記載が必要)	必要
長期入院者 (任意代理人)	入院していることを証する書類 (入院診察計画書、領収書、診察明細書等)	必要
障害のあるかた (任意代理人)	障害手帳、特別児童扶養手当証明書、障害福祉 サービス受給者証、自立支援医療受給者証	必要
施設入居者 (任意代理人)	施設等に入所していることを証する書類 (契約証、領収書等)	必要
要介護・要支援認定者 (任意代理人)	介護保険被保険者証、 認定結果通知書	必要
妊婦 (任意代理人)	母子健康手帳、妊婦診察 を受診したことがわかる領収書又は受診券	必要
海外留学している者 (任意代理人)	査証の写し、留学先の学生証の写し	必要
長期(国内外)出張者、 長期に運行する船員など (任意代理人)	辞令	必要
被保佐人・被補助人 (保佐人・補助人)	登記事項証明書の代理行為目録	必要
成年被後見人 (成年被後見人)	登記事項証明書	不要

### 【対象にならない場合】

・新型コロナにかかった ・専門学生、大学生 ・仕事が忙しい など

来庁が困難の理由となりませんので、必ずご本人が窓口までお越しください。

### 【お問い合わせ先】

川内村役場住民課住民係

平日 8:30～17:00 ※土日祝日、年末年始は除きます

電話番号：0240-38-2113